

## 議案第 98 号

川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例

川崎市老人いこいの家条例（昭和 47 年川崎市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市中丸子老人いこいの家の項中「川崎市中原区中丸子 378 番地 4」を「川崎市中原区中丸子 382 番地 8」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

中丸子老人いこいの家を移転するため、この条例を制定するものである。